

移民教育論

——異文化教育の史的研究——

沖田行司

序章 課題と方法

日本の近代教育史研究において、移民教育はこれまでほとんど着目されてこなかった領域である。その理由はいくつか考えられるが、一つに教育史研究の領域設定に関する問題がある。移民教育が論じられる地理的空間は日本に限定されないし、移民教育が展開される場合は、日本以外の他国家においてである。従来の領域設定に拠れば、たとえばアメリカに移民した日本人の教育に関する史的研究は西洋教育史の課題ということになるのであるが、日本人移民の教育問題は伝統的な西洋教育史の領域においては全くといっていいほど関心が持たれてこなかった。つまり、後に述べるように、移民教育に内在する固有の問題が、アメリカのみならず日本にとっても重要な教育史的意味を持つにも関わらず、アメリカ教育史においては、それは一つの「政治的事件」にすぎなかったし、この事件そのものも決して近代西洋教育史にある種の問題を提起するものとは認識されてこなかったのである。更に言えば、日本の教育史研究に

おいては、移民教育は事件としても注目されてこなかった。

最近の日本教育史の新しい領域として、植民地教育の研究が盛んになってきたが、移民教育に関する研究はまだ市民権を得ていない。とりわけ近代日本教育史研究では、「国家としての日本」が研究の重要な基軸とされていることもあって、日本国家から切り離されていった移民教育は、文字どおり「棄民教育」として忘れ去られてしまったのである。しかしながら、この事は逆に、移民教育そのものが、近代日本の教育が受けた「国家としての日本」の呪縛から自由になり、異民族・異文化のなかで民族としての「日本」を意識しながら、「国家としての日本」を相対化する方向を有するという、世界的にも希な方向に展開する可能性を内包することになるのである。

異文化、とりわけ西洋文化の受容における教育の役割や教育それ自体の変容に関する問題は重要な課題として夙に着目され、様々な角度から研究がなされてきた。これらの研究に共通してみられる方法上の特質は、国家にせよ在野にせよ、それを受け入れる主体は多くの場合、一定の教育を受けた知識人におかれていることである。それは、生活者としての民衆が自らの立場を思想として発言する方法と手段を知識人ほどに豊富に持たなかったことにもよるが、何よりも民衆自身が異文化としての西洋を日常生活の次元で直接に対峙する経験に乏しかったことによるところが大きい。つまり、生活者の次元で体験する異文化としての西洋は、既に「国家としての日本」によって、何らかの文化装置を通して濾過されたものにほかならなかった。これに対して、移民として太平洋を渡った生活者としての民衆にとって、異文化としての西洋は「あれかこれか」の二者択一的な課題としてではなく、その受容が極端に言えば自己の生存にかかわるものとして、直接に迫るものであった。

ところで、近代日本における「異文化としての西洋」の受容という視点を設定する場合、我々は文化の背後に国家

という枠組みを置いて議論を展開する。たとえば、「異文化としての西洋」が特定の国家の枠組みを超えて、東アジアの近代化を導く或る種の普遍性をもったものとして想定されたとしても、それを受容する側の論理には依然として国家というものが何らかの形で組み込まれている。しかし、日本人移民が「出稼」から「永住」へとその移民の形態を変えていくに従い、生活意識のなかに異文化と共存する民族文化の在り方が模索されていくのであるが、その際の民族文化は必ずしも日本という国家を前提としたものではなかった。さらに、日本人移民が日系人として自己を規定しはじめると、国家としての日本の枠組みがいよいよ解体し始める。

このように、日系移民のアイデンティティーの確立過程は、あい異なる二つの国家と文化の相克の歴史を展開させるのである。こうした問題が最も鮮明にあらわれてくるのが教育の世界である。

日本人移民に関する教育史研究は、大きく分けて一、移民先で創設された日本人学校と日系人社会に関する研究、二、受入先の国家の教育政策および移民政策と日本人学校の変容に関する研究、三、移民を送り出す日本において展開された移民教育論の研究の三つが考えられる。一においては二つの文化的背景を持った日系人のアイデンティティーが主要な課題となり、二においては移民を受け入れるホスト社会の同化問題が主として取り扱われる。この一と二に関しては、少ないながらも幾つかの先行研究が見られる。しかし、三に関しては管見の及ぶかぎり先行研究は無きに等しい状態である。それはこれまで述べてきたように、移民教育そのものが移民県と呼ばれるごく限られた地域を除いてほとんど注目されたことがなかったことや、史料的制約に拠るところが大きい。

筆者はかつて外務省の外交文書によってその抽出を試みたことがあるが⁴⁾、本稿においては一九二四年の排日移民法が成立する以前、とりわけ日本人学校を標的とした外国語学校取締法が出てくる直前の一九一〇年代後半に書かれ

た二つの移民教育論を取り上げて、如上の問題を考察したい。その一つは、日本において青年に移民を奨励した日本力行会の会長である永田稗の移民教育論であり、もう一つはアメリカ本土に移住して二十年間移民問題と関わってきた大石揆一の移民教育論である。前者は移民を送り出す側の、いわば「日本における移民教育論」として日本において、後者は移民として移住した側の「移民における移民教育論」として移住先のアメリカにおいて、それぞれ一年を前後して書かれたものである。この二つの移民教育論を通して、当時の移民教育を取り巻く諸要因とその課題が奈辺にあったのか、そして、そこにおいて異文化・異民族の相互理解というものがどのように理解されていたのか、二つの移民教育論の相違点が意味するものは何であったのかというような問題を考察したい。

第一章 海外発展と移民教育論

第一節 「海外膨張」論と移民

移民教育に関する議論が日本の教育界において本格的に登場してくるのは、第一次大戦後の所謂「国際協調」と「海外膨張」論の登場と時期を同じくしている。たとえば、一九一七（大正六）年に『海外発展と我国の教育』という題名の書物が日本で出版されている。著者は日本力行会会長の永田稗である。「日本力行会」とは、もともと島貫兵太夫というキリスト者が「苦学生」の救済事業を目的として一八九七（明治三十）年に組織した「東京労働会」から出発し、「東京精励会」から「東京造士会」を経て一九〇〇（明治三十三年）に名称変更されたものである。この名称変更と共に、島貫は渡米移民事業にも取り組み、苦学生の救済を渡米移民⁽⁴⁾と結びつけて考えた。永田稗はこの日

本力行会の第二代目の会長であった。沢柳政太郎はこの書物に序文を寄せて次のように述べている。

本著を見るに従来教育家の全く閑却したりと云わんか、寧ろ一向に気付かざりし新見地より論せられたる好著と云はざるを得ず。而も海外発展主義の教育は現下並びに将来の国運進展の為喫緊のことに属す。予は本書が幾多有益なる暗示を教育者に与ふるを信じて切に其一読を奨むるを禁ずる能はざるものなり⁽⁶⁾。

この書物の題名が示しているように、移民もしくは移民教育は日本の海外発展主義と結び付けて構想されている。永田は海外発展論を「精神的利益」、「社会的利益」、「経済的利益」の三つの論点において論じている。永田によれば、移民によって齎らされる「海外発展の精神的利益」として「偉大なる諸他の人種に接し、宏大なる家屋に住み大なる山川草木に接し、一畝の草取りに一日を費やす様な畑に入れ、四海同胞主義、基督教国の空気を呼吸せしむる事は、我偏狭なる島国的心理状態を打破して、世界的大国民たるの修養を得しむる、唯一の方法たらずんば非ず⁽⁶⁾」というように、鎖国時代に形成された偏狭な国民性を克服し、国際社会における日本の立場にふさわしい国民性の陶冶をあげている。さらに、「真実の愛国心は、祖国を去って、他国他人種との競争場裡に立ちたる者にして始めて、了解せらる可き者にあらざらむや⁽⁶⁾」と述べ、国民の海外発展こそが「真実の愛国心を自覚せしむると同時に、国民を善導するに無限の力」になると論じた。

このように、移民を「国際化」時代に相応しい日本国民への自己変革の契機として位置付けるとともに、世界の各地における白人の植民地支配に対して、「有色人種の総代」として、白人支配を打破し、「自由をして真実の自由ならしめ、平等をして真実の平等たらしめる⁽⁶⁾」というように、国際社会に貢献する日本の使命ととらえた。この他に、「社会的利益」として、人口増加に伴う失業と貧困問題および「危険思想の防圧」や「犯罪の減少」等の社会問題の

防止をあげている。また、「経済的利益」としては、農村の余剰人口を海外発展に充てることにより、農民の一人当たりの生産性をあげ、「在外同胞の送金」によって「農村の資金を供給する」というように、移民を農村問題解決の最良の方法と位置付けている。さらに、海外における移民の経済活動を「在外同胞の経済膨張」と認識し、「此の財産は即ち他方にありと雖も、やがて日本の財産にして、大和民族の膨張なればなり」⁶⁾と述べているように、国内経済を補完するものとしてとらえた。これに加えて、永田は、移民と国家としての日本との関係を次のようにとらえている。

在外同胞は国家有事の日に当って、経済的に一大声援を与え得るのみならず、戦時に必要なる物資の供給に於いて、亦非常なる便宜となるは、今回の欧州戦役に依り敵も味方も経験せる所たらずんばあらず。

此の如く在外同胞は、平時に於ける生産的課募たり、騎募たり歩兵たり、砲兵たると同時に、実に戦時に於いては、極めて有要なる事業に参与し得らるべき者なれば、其多少は国家緩急の日の勝敗に関係す、国家百年の計をなす者茲に注意せずして可ならむや⁶⁾。

この史料に端的に表れているように、移民は戦争時を想定した国策の一環としてとらえられていることが明らかとなった。永田の移民教育論はこのような国策に基づく「海外膨張」論とそれに規定された「国際協調」論を前提として展開されるのである。

まず、移民者に必要な「修養」として、最初に「永住の決心」をあげている。永田によれば、日本の教育は「家屋に執着し、国土に執着し、其気候も其土地も真価以上に善美なるものの如くに教育を施したり、其結果、国民が祖国を離れて、其運命を開拓し、天涯地角己れの居住する所を以て、日本国なりとなすの気概甚だ薄弱なり」⁶⁾というよ

うに、これまでの日本の教育があまりにも国民を日本に縛り付けてきたために、海外に永住するという考えを妨げてきたというのである。この「永住の決心」の欠如は「其地方の住民と調和する能はず、例之、学校の建築、道路の修繕等、在留諸国民共同の事業に寄付金を要する場合にも、永久の決心なき者は出金を拒¹⁰⁰み、日本人排斥の原因となるばかりではなく、海外での事業の成功を阻害するものであると主張した。また、日本人に欠如しているものとして、「協力一致」や「公共事業」などの精神と共に、「世界的修養」という項目をあげている。これによれば、親子間の愛を孝といい、君臣間の愛を忠と称し、人神間の愛を義と定義した上で、「日本の教育は未だ忠孝の範圍なり、人が只、忠と孝とを解したのみにては、世界の諸人種と雑居、介在して円満なる生活を営む事能はず、されば今後の植民者は、忠孝の外に、人々の友、神人の義を学ばざる可らず。」¹⁰¹というように、日本人は「世界に出しては猶不完全」と言わざるを得なかつた。

日本人移民が所謂「国際人」になりうる具体的条件として、「夫婦同伴の時は妻に荷物を持たす可からず」とか「衆人の間にて子供に乳をやり又は泣かすべ可らず」¹⁰²というような、「海外礼式」と外国語の学習をあげている。このように、移民先の風俗・習慣・言語の修得に加えて、永田が最も力を入れたのは、他でもないキリスト教への入信である。移民を志望する者にとって、キリスト教が如何なる意味を持っているのかについては次のように述べている。

加州は排日の中心地なり、されども其の基督教会は日本人を歓迎す、基督教徒は相携へて日米問題の解決に努力す、基督教に於ては敵は悪魔のみ、何れの人種、何れの国民とも調和し得可し、而して善良なる習慣の根柢なり、故に植民者は基督教に帰依せざるべからず。

移殖民は先住民の社会に一日も早く加入せざる可からず、唯隣りに住む丈け似ては駄目なり、其の社会に入らね

ば堅き地盤は出来得る者にあらず、然らば何れの門より彼等の社会に入るべきか、教会の門のみは、日本人の爲に開放せられたり、而して、その奥堂にては第一流の階級の紳士、淑女に接し得るなり⁶⁹。

つまり、キリスト教への入信が、排日運動から身を守り、アメリカ社会に受け入れられる条件であるといふのである。キリスト教のこのような方向付けは、移民そのものを「海外膨張」と位置付けながらも客観的には米化主義への同化を促す要因となるのであった。

永田によれば、アメリカにおける「学童問題」や「排日土地法」⁷⁰など、移民にかかわる諸問題は一つに日本人移民社会における指導者の欠如と移民に関する「国家無方針」によるところが大であった。しかし、このような問題は教育を通して解決し得るものと考えられた。

第二節 教育改革と移民教育

海外発展としての移民の提唱が、国内の人口問題と関連して登場してきたことは既に触れたところである。永田の見たところによれば、当時の日本の人口は「産業界に異常特殊の発展なき限りは、毎年増加する七十万人は、日本に於ては職業を得らるべき運命を有せざる者と思ざる可からず、毎年就学する六十余万の児童は、日本に於て衣食の途を得らる可き運命を有せざるなり」⁷¹という有様であった。こういう状況下において、普通教育の方針も海外移住を考慮するのは当然であった。永田はこのような新しい教育課題について、つぎのようにのべている。

現代の教育が時代に適應せるものなりや否やを解するに苦しむ者なるが、吾人をして遠慮なく云はしむれば、明治の時代は、国家組織の時代にして、従つて其教育方針の如きも凡て此立脚地よりせしや論なし、然れども大正

の時代は既に日本帝国の組織を終り、其内容の充実、海外発展の時代なるが故に、之れに必要な教育方針を採用せざる可からざる筈なり、然かも現代の教育は明治の旧套に捕われて、大正の必要に蟬脱する能わざるの狀態にはあらざるか⁴⁰⁾。

このような、明治教育から大正教育への転換は、日本一国の国家中心主義から国際世界を視野にいれた国家を構想するところにあるととらえている。永田によれば、「異人種他国民との合成社会に共存」する日本人移民のみならず、第一次大戦後の国際社会において、日本は「異人種と共同生活」を余儀なくされていた。このような、新しい状況下では、明治期に確立された教育方針は最早十全とは言いがたいものとなった。そして、大正以降の教育方針として、「個人主義、家族主義、国家主義に加ふるに、世界主義を以てせざる可からず⁴¹⁾」という四つの主義を提唱した。永田によれば、明治の教育は国家主義と家族主義を重視し、個人主義と世界主義を軽視してきたため、一個人として他民族と比較した時に多くの欠陥が露呈し、また「国家の為には不正不義を行ふも可⁴²⁾」というような、極めて偏狭な「忠君愛国主義」を生じさせたのであった。ちなみに、永田のいう世界主義とは「神人の和合せる状態」を意味し、これは、「宗教心の教育」によって実現するものであった。ここで言う宗教心とはキリスト教を指すことは言うまでもなかったが、教育勅語を支える明治天皇への宗教的信仰をキリスト教の信仰に最も近いものにとらえた上で、明治期の所謂「宗教と教育の衝突」⁴³⁾論争以降のキリスト教に加えられた非難を意識して次のようにのべている。

かく了解し来つて、勅語を拝すれば「天裕ヲ保全シ」の一言、釈然として了解せらる可く、我国修身の根底が宗教にあるの一事、否基督教にあるの一事、聖書イザヤ書の予言「光榮、日の出る国にあるべし」と暎合して、基督教は猶太に成らず、欧米に成らず、我日本に於て其理想を達す可きを了解するに至らむ、嗚呼実に基督教は日

本の国教にてありけるなり⁴⁰。

つまり、世界主義の思想と論理を提供するキリスト教は、教育勅語に一環して流れる国体主義と矛盾しないばかりか、寧ろ世界に向かつて膨張する国体主義を補完する役割を与えられている。

ともあれ、こうした教育の大きな転換期に際して、永田は普通教育、実業学校及び師範学校にそれぞれ移植民科を設置すること、中学卒業者程度の学力を有する者を收容する修業年限三年の移植民専門学校を全国に一〇校開設し、海外の日本人移民社会の指導者を養成するとともに、各種学校の植民科の教師を養成することを提唱している。この上に、さらに上級の植民大学を全国に二校設置することを構想している。とりわけ、初等教育においては、修身・国語・地理・歴史等の諸教科において植民主義の教材を積極的に導入することを主張した。植民主義を教材化する一つの例として、永田は「桃太郎主義の復活」をあげている。以下、それを要約すると次のようになる。

一、「桃太郎の家庭」の学習課題は、円満な家庭、勤労精神、身体強健、思想剛健、孝行。

二、「桃太郎の出発」の学習課題は、「出陣に涙なく、一家悉く雄躍して送り出せる事」という旅立ちの奨励。

三、「桃太郎の道程」の学習課題は、御供の犬、猿を朝鮮と中国にみたてて、国際社会において日本を盟主として共同目的を有する事。鬼が鳥は海外諸国で、その「鉄の門」は東洋人排斥を意味すること。

四、「桃太郎の目的地到着」の学習課題は、東洋が日本を盟主に連合して欧米人と競争し、勝利を得てその財宝を持ちて凱旋する事⁴¹。

このように見てくると、移民と植民との大きな差異は、日本国家の海外発展もしくは膨張主義のもとに消滅してしまいい、異文化・異民族のなかで生活する移民の特殊性というものが非常に曖昧となってくる。この時期における日本

国内での移民教育論からは、異文化の対立や同化問題がそれ程深刻な教育問題としては理解されていないことが窺える。これに対して、移民先に在在する立場から論じられた移民教育論には、人種や国家の問題がより鮮明な形で投影されている。

第二章 日米問題と移民教育

第一節 日米問題の発生

一九〇〇年代になると、アメリカ本土においては西海岸を中心に、日本人に対する排斥運動が高まり、一九〇七年にはアメリカ労働者大会（AFL）において日本人労働者の排斥に関する決議が討議され、一九一三年にはカリフォルニア州議会において所謂排日土地法案が可決された。こうした法案の妥当性は、主として日本人移民の流入に伴う経済的な要因から説明されるのが一般的であった。このアメリカ側の論理に対して日本人移民の立場からこれとは異なった論理が登場する。たとえば、大石揆一は排日の原因として、先ず「モンロー主義の所謂裏面的精神たる白人種を保護し白人種の権利と幸福とを増進し、南北亜米利加大陸をして白人種の国土たらしめよ」^①という觀念が強まっている傾向を指摘し、「白人種たる欧州移民を飽迄歓迎して、移住帰化の権利を付与し、以て自由に移住帰化する事をなさしむる方針を採ると同時に、多方面に於ては異人種異宗教の国民又は民族たる亜細亞諸国民及大洋洲諸国民を極力排斥して、移住帰化の権利を与へず、以て絶對的に移住帰化を為さしめざる方針を採りつつある」^②というようなアメリカの移民政策の現状を認識した上で、日米問題の根底にある人種問題について次のように論じている。

世界の白人種は物質文明の創造者なり先駆者なり。此意義に於て我等黄色人種は之を認識し、敬意を表する事に於て吝なるものにあらざるなり。然り而して彼白人種は自負自尊して以謂らく、我等白人種は言ふ迄もなく物質文明の創造者なり先駆者なり。故に此功績に対する報酬として、全世界に於て最高地位を確保し、同時に最大幸福を享有すべき天賦の権能を有すと、又以謂らく我等白人種は全世界に於て支配者たるべき天賦の権能を有するものにして、他の有色人種は如何にしても我等白人種に支配され、服従すべき運命を有するものなりとの強烈なる自負自尊心が、白人種の頭脳中に深く銘刻して、強固なる基礎を構成し居る事は、彼等白人種の言語及行動に對して一目瞭然火を見るより明らかなり。而して白人種は有色人種の人格及人権を承認し居らざるは、過去及び現在に於ける有色人種に対する白人種の政策及行動が吾人に明確なる保障を与ふる所なり。彼等白人種は此地球は唯白人種の幸福の為に創造されたる者なるが如くに思惟し、此地球を全然白人種の幸福の為に使用せんとする、非人道非天理なる人種間的欲望を抱籠し居るなり⁸⁸。

以上のような人種的偏見のもので、自由・平等・博愛・人道というような理念さえも「不幸にして同人種たる彼等白人種間のみ適用さるべきものなる事を我等黄色人種をして認識せざるを得ざらしむ」というように、当時の日本人移民に対する白人社会の対応をとらえ、このような白人種的偏見こそ、日米問題を発生せしめた最大原因の一つであるという認識を披瀝している。さらに、日米問題を醸成したもう一つの原因として、宗教の異同があげられている。大石によれば、アメリカ社会には「基督教化せざる国民又は民族は全然欧米文明化せざる国民又は民族なり」という宗教的偏見が存在し、これが日本人を帰化不能民族と断定する大きな要因となっていた。加えて、仏教寺院の建立や邦字新聞の発刊それに、日本人学校の創設などの、日系人社会の形成とともに登場してくる諸制度は「欧米文明

化せざる国民又は民族」の証拠として批判の対象とされるのであった。とりわけ、在米日本人児童の教育については、日本人とともにアメリカ人も高い関心を示した。大石はアメリカ人の日本人児童の教育に関する観点を次の四項目にまとめている。

一、在米日本人にして果して米国に帰化してともに米国市民と為るの決心あるならば焉んぞ如斯き教育をその子女に施すの必要あらんや。

二、在米日本人が其子女の教育に対して斯る方針を採用しつつある事は、明確に米国に帰化して米国市民となるの意志及希望なき事を表白するものなり。

三、米国に帰化して米国市民となるの意志及希望なき事を表白するは、明瞭に日本人は米国に同化せざる国民又は民族なるを証明するものなり。

四、米国に同化せざる国民又は民族たる日本人に対して米国に移住帰化するの権利を与ふる事は米国法制の大体精神に背反するものなり^例。

大石はこのような観点を、当時の平均的なアメリカ人が共通して抱いていた日本人移民観の一端を表明しているものととらえている。つまり、アメリカにおける日本人学校の創設やその教育方針は、アメリカ政府の移民政策と人種政策に深くかかわる問題として認識されている。日本人移民に欧州移民と同等の権利や待遇を与えないということは、大石にとってはアメリカ国民が日本人の同化を希望していない証拠でもあった。

日米問題を促進させた要因として、大石はアメリカ西海岸に生じた白人労働組合による東洋人排斥運動に政治家が参画したことをあげている。とりわけ、一九一二年の大統領選挙を中心とする各選挙で、各政党や議員が排日キャン

ペーンを展開したことを指摘している。さらに、日露戦争以降の極東における日本の勢力拡大にもない、アメリカの一部の保守的な新聞や軍人の間に日米開戦論が台頭してきたことなども、日米問題に多くの関心が注がれてきた要因であると指摘している。この日米開戦論は同時にハワイに対する次のような関心をも喚起した。

一朝日米両国に戦争を開始するに到らば第一に攻撃の衝に当るものは布哇郡島なり。合衆国陸海軍予め之に備ふる所なかるべからず。これ太平洋艦隊の布哇に出動する所以なり。(筆者中略)合衆国陸軍省が布哇の防備に注意を傾くるに到りしは一朝一夕の事にあらず。然れども議会の協賛を得ずして今日に到る迄在昔歲月を経過せり。国防に要する資金を得ば陸軍省は直ちに布哇の防備に着手し、巴奈馬運河開通前に起らんとする戦乱を未幾に防止せんとする計画あり⁹⁾。

後に見ていくように、一九一二年の大統領選挙とはほ時を同じくして、ハワイにおいては日本人学校の教育方針をめぐる論議がもちあがっている。大石によれば、日本人学校に関する問題もつまるところ日米問題に還元されるのであった。この日米問題の本質は人種問題にあるというのが大石の結論である。大石は人種問題を「異人種間に発生する人種の癖見、憎悪、嫌忌、猜疑、嫉妬、感情の衝突及生存競争等が直接又は間接に最大原因と成りて、異人種間の個人対個人、国家対国家及民族対民族間に発生する問題の総称」¹⁰⁾と規定している。日米問題が、労働問題から派生した経済問題であるという説に対しては次のような反論を展開している。

合衆国は南欧移民の入国帰化に対して門戸開放主義を採るに拘はらず、日本移民の入国及び帰化に関して排斥主義及門戸閉塞主義を採りつつあるは何等の奇観ぞや。是米国民の排日理由とする所は要するに政治的託言にして、同時に排日理由は他に存在する事一目瞭然たり。如斯にして米国民は経済関係より排日理由を主張すれど

も、其背後には隠然として人種的癖見、憎悪、嫌忌、猜疑、嫉妬等の觀念が伏在し居る事を記憶せざるべからず。

つまり、移民によって生じた經濟的問題であれば当然歐州移民にもその影響が及ぶはずであった。また、日本人移民の排斥に大きな影響を及ぼしたアメリカの労働組合も「合衆国および全米大陸に於ける白人労働者の権利を伸張し幸福を増進する主義及綱領の下に猛進する労働同盟」であるというように、何れも人種問題から派生したものであると論じた。こうした人種問題が端的に表出してくるのが教育問題であった。

第二節 移民教育と同化論

日米問題が集約されている教育問題として、大石はハワイにおける日本人学校をとりあげている。ハワイをとりあげたのは、一つにパナマ運河の開通に伴う太平洋時代の軍事的拠点としてハワイが注目されてきたこと、ハワイの総人口に占める日本人の割合が過半数を越え、日本人学校の存在がアメリカの同化政策にとって非常に大きな弊害と認識され始めたことにもよる。一九一四年の調査^④によれば、ハワイで生まれてアメリカの市民権を修得する資格のある日本人児童はハワイの全就学児童の総数三三、二八八人の中一一、五〇八人に達している。これらの児童は公立学校か又は教育局が認定した私立学校へ通学してアメリカの市民教育を受けなければならなかったが、同時に日本人学校へも通学した。大石によれば、日本人学校は「日本固有の光榮ある特長を發揮せしめ、日本民族の精華と体面とを向上せしめん」ことを目的として、「日本国体の起源と特長を知らしむる為め日本歴史を教へ、日本国土の世界的地位を知らしめ傍ら母国尊重心を養う為め日本地理を教へ、其他読書、習字等を習得せしめて以て布哇に在りて親しく

母国の実情を納得せしめん」⁽⁹⁾とするものであった。ところが、一九一五年に発足した、ハワイ各島の日本人学校の関係者で組織した布哇教育会の第一回総会で、日本政府を代表する有田一郎領事は将来の日米関係の紛争をさけるために「邦人教育の方針は飽迄国民教育にあらずして純国語教育ならざるべからず」⁽¹⁰⁾という持論を披瀝し、またハワイの日本人学校の先駆者である奥村多喜衛牧師も「布哇児童に対する教育は之を米国教育に一任し決して我國民教育を施す事あるべからず」⁽¹¹⁾と主張し、日本語教育に限定すべきであると論じた。さらに、有田は一九一五年に開催された布哇連合教育会において「日本人教育の目的が國民教育に在りとすれば日本人小学校なる名称は適當なるも然らざる場合に於ては日本人小学校なる名称は不適當なるのみならず有害なりと謂ふを憚らざるなり。布哇に於ける同胞子弟に純日本國民教育を施すべからざる事は既定の結論なる以上、所謂日本人小学校なる名称は甚だ不穩當なりと信ず」⁽¹²⁾というように、日本人小学校という名称の使用に対して「反対論を唱えた。有田は「布哇に於ける日本人を日本人とせずして特殊の関係ある米國人として教育するを表顯する適當の言葉」として「日本人系統米國人教育」⁽¹³⁾という用語を用いている。有田のこの用語は日系米國人教育という表現で一般化してゆき、ハワイの日本人学校の質的変容を促すとともに、その名称も日本人学校から日本語学校へと変えられるようになった。

大石は有田領事や奥村牧師などの「日本語に堪能なる善良なる米國市民を養成する事を以て布哇に於ける日本児童の教育方針と為さざるべからず」という「絶対的同化論者」⁽¹⁴⁾に対して、「予輩は國民對國民、民族對民族の絶対的同化論には反対意見を有する者なり、隨て海外に於ける日本児童教育方針として絶対的同化主義の教育を授くることに對して反対意見を有する者なり」というように自分の立場を鮮明にして論を展開している。

海外出生日本児童教育方針は正則なる日本語を話し、綴り、正則なる日本文を書き得る能力を養成せるのみなら

ず、日本民族としての自尊心、自信心、自尊心及世界に於ける黄人種民族として自尊心、自信心、自尊心を完全に維持し得る程度の日本の思想及精神を有する所の善良なる米国人を養成する教育方針ならざるべからず。是即予輩の持論に於ける日本系統の米国人教育なり⁸⁹。

日米問題の本質がアメリカにおける人種差別にあるというのが大石の基本的な見解であったことは既に見てきたとおりである。この観点からすれば、絶対的に同化することは、一国民又は一民族が他国民又は他民族に服従するという結果をもたらすことに他ならなかった。すなわち、独立した国家を維持し、特有の文化的同一性を保持する「大国民又は大民族」は他国民又は他民族に有形的同化をするように努めれば良いのであって、精神的同化をする必要は無いといるのである。つまり、日本国民または黄色人種としての主体性を保持しながら「融合即相対的同化」をはかることが「日本系統の米国人教育」の基本方針に他ならないと説いた。こうした主張の背景には「真正なる意義に於ける国民対国民及民族対民族の問題の根本的解決は決して服従にあらざりて、其自尊心、其自信心、其自尊心を完全に維持し得る状態の下に問題を解決して親善関係を実現するに在ればなり」⁹⁰という大石の民族・人種問題に関する一定の見解が存在した。大石はさらにアメリカ国内における欧州移民の実情を踏まえて次のように論じている。

合衆国国法の下に帰化する事に依りて合衆国市民と成りたる欧州各民族及合衆国内に於ける出生に依りて合衆国市民権を獲得したる欧州各民族に対しても、其本国の政府当局者及学者、識者、教育者等は欧州各民族としての自尊心、自信心、自尊心を全然消滅せしめて迄、米國及米国民に絶対的同化を成さざるべからずと謂ふ方針の下に彼等を奨励し教育し居らざるなり。是は当然斯く有るべき事なり。独り日本人に限り日本国民として、日本民族として、黄人種としての民族的自尊心、自信心、自尊心を全然消滅せしめて迄も米國及米国民に絶対的同化を

成さざるべからずと謂ふ方針の下に彼等を奨励し教育せざるべからざるの必要何処に在りや⁸⁰⁾

欧州でも、イギリスやドイツが偉大な所は他国民や他民族と絶対的同化をしないところにあり、フランスの不振は他国民や他民族と同化する程度が大きいところにその原因があると大石はみる。「小国民又は微弱なる民族は他国民又は他民族と絶対的同化政策を採り絶対的同化教育を在海外児童に授くる必要あり。然れども偉大なる国民又は偉大なる民族は他国民又は他民族と絶対的同化政策を採り絶対的同化教育を在海外児童に授くる必要全然無し」⁸¹⁾と述べにいたるとき、大石の移民教育論には「偉大なる大日本帝国々民及大日本民族」の存在が大きく投影されることになる。さらに、それは「絶対的米國同化主義の教育方針を採る時は在布哇日本児童に白人崇拜の觀念を注入し、之を鼓吹するものなる事を確信する者なり」というように、人種問題と連結するのである。このように、大石の移民教育論の基底には、帝國主義時代の民族・人種問題が鋭く反映されている事が明らかとなった。その際、大石は同化という概念をどのようにとらえていたのであろうか。大石は同化を次のように定義している。

一 国民又は民族が他国民又は民族に同化するとは、他国民又は民族の属する國家の國体、政体、歴史、風俗習慣等を尊重し國是、國家政策等換言すれば國家一切の活動に対して最も忠実に服従し、其國文明の進歩、國運の隆盛民族の膨張發展を期図するに必要欠くべからざる國民性及び民族性に近寄らんとする目的の下に向上し、接近する進化的又は退化的作用なり⁸²⁾

同化の作用に関しては、文明の程度が同等かそれ以上の國民または民族に同化するときを進化的作用といい、その逆を退化的作用と称している。さらに、同化を「或る國民又は民族が有する國民性及民族性を絶対的に拋棄して他國民性及民族性に近寄らんとする進化的又は退化的作用」としての「絶対的同化」と、「或る國民又は民族が有する

善良なる国民性及民族性を抛棄する事なくして、他国民性及民族性に近寄らんとする進化的又は退化的作用」としての「相対的的同化」の二種類に分けてゐる。大石が絶対的同化を否定した事はこれまで見てきたとおりであるが、相対的同化でも、同化する対象の国民もしくはは民族の文明の程度及び国際社会における実力が同等かそれ以上の場合においてのみ肯定されるのである。それは「真に国家の隆盛民族の膨張発展を期図せんと欲せば相対的に同化するを以て得策とす」⁽⁴⁾ということから明らかのように、移民をあくまでも日本国の国民として、日本国家の対外政策との関連において位置付けていることを端的に示すものである。この同化論のいわば主体的条件に対して、「日本人は米國に同化せざる国民又は民族なるが故に排斥する」という「米國人の見た日本人同化論」の客観的条件についても言及している。大石は社会学理論を援用して、同化の条件としての帰化、雑婚、教育の三条件に互つて論じてゐる。帰化については、その法律的な権利を認めないアメリカ側に「不条理」があるとし、さらに雑婚に関しても、アメリカの各州で黄色人種と白人種との婚姻を禁止もしくは嫌忌する傾向を指摘してゐる。唯一教育だけは門戸開放を實踐しているが、前の二つの条件を認めないで、日本人を同化不可能外国人であるとして排斥することの不条理について、次のように反論してゐる。

何れの民族と雖も拾年や式拾年の短日月間に於いて同化の実を挙げざるべからずと言う事は余りに性急の要求にして同時に不条理なる主張と謂わざるべからず、況んや日本移民は同化せずと言ふ米國民の主張をして正当ならしめん為には過去及現在に於いて日本移民をして同化せしむるに必要な通路と便宜を与え又与えつつあるに拘らず日本移民は毫も同化せずと言ふ場合に於いて始めて成立する主張なるをや⁽⁵⁾。

大石はさらに、アメリカにおける黒人種の法律上及び社会上の差別待遇に言及し、日本人移民に対してと同様に

「同化するに必要欠くべからざる通路と便宜」を与えていないところに同化問題の本質があると指摘した。ここから「米国民は在米日本人の米国に同化する事を好まず」という結論を引きだすのである。そして、それは「白人種の米大陸」という、白人種の理想に起因するものであると主張した。

以上の結論を前提に、大石は移民教育の目的は「大日本帝国の国民として完全にして優秀なる国民を陶冶養成する事」⁽⁴⁶⁾にあると述べた。何故なら「一国の国民として完全に且優秀なる国民は、極めて例外なる場合を除くの外は何れの時何れの国民としても等しく完全且優秀なる国民」となりうる事が可能であるというのである。その際の同化とは「他国の国体、政体、宗教、歴史、風俗、習慣等を尊重せしむる」事を意味した。このような同化能力は「国家的観念」と同時に「世界的観念」、つまり「詳言すれば世界的思想、眼界、人格、抱負等を陶冶養成せしむる理想的世界主義」⁽⁴⁶⁾を内容とする国民教育によって養われるのであった。これについて大石は「完全なる国家的観念及完全にして雄大なる世界的観念とを共有する所の国民は、世界列国民中最も優秀なる国民にして何れの時何れの国たるを問わず同化する能はざるの道理あらざるなり」⁽⁴⁶⁾というように表現している。

帰化不可能外国人として法的に差別され、しかもその差別の背景には根強い人種問題があるとみた大石の移民教育論の結論は、「其出生国に於ける精神的文明及国体、政体、歴史、風俗、習慣等に依りて陶冶養成されたる個人性及国民性を全然抛棄する事は不可能にして且不必要なりと断言せざる能はざるなり」⁽⁴⁶⁾という所に帰り着くのである。

おわりに

以上、永田と大石の移民教育論を見てきたわけであるが、何れも第一次世界大戦後の日本の海外発展の気運をうけた国策にそった方向で移民教育が構想され、論じられていることが明らかとなった。しかしながら、そこには二つの異なる国家と文化のもとで形成されてきた国民および民族が「共生する時代」が始まった事を告げる様々な兆候が同時に見いだされた。国家に閉じこめられてきた国民性や民族性といったものを、国家を超えたところで再生するという志向が芽生え始めるのである。永田の移民教育論は、同時にそれまでの明治教育を反省し、新しい国民教育の在り方の模索を促した。また、大石の移民教育論はアメリカの持つ人種問題を正面に据えながら、移民の文化的アイデンティティーの問題を提起すると共に、国民教育に「国家的觀念」と「世界的觀念」の調和の必要を説いた。この両者が意識しないところで、異文化に対する理解や共存または融合に向けての課題が提出されていくのであった。

近代世界では、いち早く産業革命を達成し、アジア諸国に植民地を開拓した西歐諸国の文明もしくは文化が、唯一普遍性を持つものという信仰が浸透拡大していったことは周知の通りである。事実、非西歐社会では、近代化は西歐の文明や文化を受容することなくしては不可能であった。そこにおいて現出したきたのは、文化における支配と服従の関係である。この関係を成立させたり、逆転させたり、または調整するのが教育である。これが最も明確な形で現われるのが、植民地支配であった。かつて文化人類学者のM・ミードは前近代教育と近代教育とを分かちものとして、被教育者に学ぶ必然とその内容を決定する主体性が委ねられていた時代から、教える側に教えなければならぬ

必然性とその内容を決定する主体性が移行する時代への変化と論じた⁴⁴⁾。M・ミードによれば、植民地主義者が自分たちの言語と宗教、風俗や習慣にいたるまで、植民地支配をする国民や民族に教育という「道具」を通して強要するのがその典型であった。本稿で論じた二人のあまりにも強烈な文化的ナショナリズムの意識は、或る面においては、同化を迫る文化的植民地支配に対する抵抗と見ることができよう。しかし、それは同時に「国家としての日本」に執着することによって、異文化との共生または相互交流による新たな文化創造への可能性を閉ざしてしまうことにもなり得る要因を多分に有するものであった。

移民教育論はこの後、一九二〇年代の排日移民法や日本語学校を対象とする外国語学校取締法との取り組み等を経さらに展開する。とりわけ、一九二〇年の後半から一九三〇年代になると、自ら「二世問題」を論じた、二世による日系人教育論が登場してくるのであるが、紙面の都合上これらの考察は次回の機会に譲りたい。

注

- (1) 沖田行司「ハワイ日系移民と教育——排日運動期における日本語学校——」(『人文学』第百四十六号、昭和六十三年九月)
- (2) 日本力行会と島貫兵太夫については奥村直彦「島貫兵太夫の『力行教育』思想——其の形成過程と移民事業への展開」(『北米日本人キリスト教運動史』P.M.C出版、一九九一年一月、所収) 参照
- (3) 永田稠『海外発展と我国の教育』(同文館、大正六年四月) 四頁
- (4) 同書一二頁
- (5) 同書一六頁
- (6) 同書二二頁
- (7) 同書八六―八七頁
- (8) 同書九一―九二頁

移民教育論

- (9) 同書一〇一頁
- (10) 同書一〇三頁
- (11) 同書一一五頁
- (12) 同書一一八頁
- (13) 同書一二二—一二三頁
- (14) 一九〇六年にサンフランシスコ市の教育局が日本人児童を一般公立学校から隔離教育することに決議した。しかし、翌年大統領裁可により、日本大使青木周藏との会談で、日本人のハワイからアメリカ本土への転航禁止を交換条件として、一応の決着がみられた。(鷲津尺魔『在米日本人史綱』羅府新報社、一九三〇年四月、九頁)これが、「サンフランシスコ日本人学童隔離問題」である。他方、一九一三年にカリフォルニア州では外国人土地法が制定された。法律では日本人とは名指しされずに「市民権を得ることのできない外国人」とされていたが、明らかに日本人を対象とするものであった。この法律によれば、日本人の土地購入を禁止し、農地の借地も三年に制限された。これが所謂「排日土地法」と呼ばれるものである(Yuji ICHIOKA “THE ISSEI, The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924” The Free Press, New York, 1988, p. 153.)
- (15) 永田前掲書、一五五頁
- (16) 同書一五六頁
- (17) 同書一六四頁
- (18) 教育勅語の官制の解釈本である『勅語衍義』の著者である井上哲次郎とキリスト教徒の間で行なわれた論争で、これを契機にキリスト教に対する攻撃が強まる。(沖田行司『日本近代教育の思想史研究—国際化の思想系譜』日本図書センター、一九九二年一月)参照
- (19) 永田前掲書、一九六頁
- (20) 同書一九八—二〇一頁
- (21) 大石撥一『日米問題実力解決策』(三光堂、大正五年八月)、二二頁
- (22) 同書三二頁

- (23) 同書三八頁
- (24) 同書六一頁
- (25) 同書八三―八四頁
- (26) 同書九一頁
- (27) 同書九七頁
- (28) 小沢義淨編『ハワイ日本語學校教育史』（ハワイ教育会、一九七二年五月）七〇頁
- (29) 大石前掲書、一八九頁
- (30) 「ハワイ教育會會報」第一号、大正四年四月三十日発行
- (31) 同前
- (32) 大石前掲書、一九八頁
- (33) 同前
- (34) 同書二〇七頁
- (35) 同前
- (36) 同書二〇九頁
- (37) 同書二一一頁
- (38) 同書二一二頁
- (39) 同書二二七頁
- (40) 同書二二八頁
- (41) 同書三三四頁
- (42) 同書二六一頁
- (43) 同書二七六頁
- (44) 同書二七七頁
- (45) 同前

移民教育論

(46) 同書二七八頁

(47) Margaret Mead "Our Educational Emphases in Primitive Perspective", FROM CHILD TO ADULT Edited by John Middleton, University of Texas Press, 1970